

要則書に提出せし書面各ノ内容ニ二場之ニ二回以後四回
之旨ヲ述レテヤ職ニ代表シ二場ニ決議スル旨ヲ
詳述シ之ヲ職ニ付、場中務事等ノ旨ヲ詳述スル旨
ナリ。

要則ノ旨

- 一 労働時間七時間ニ限ル。
- 一 二場内各程衛生設備完備ナリ。
- 一 年二回昇給シ一回五割以上ナリ。
- 一 考部ノ請負制及ノ廢シ日次制取ルナリ。
- 一 最低賃金ノ制定及日後、三日前、復給シ其上一割
以上ナリ。
- 一 解雇の旨ノ制定及手拂。此公休日ノ一割ニ確守ス
ル。

一 労働中ノ日給金給及労働費用金給等ノ旨

- 一 労働時間加入ノ自由ヲ得ルナリ。
- 一 年次ニ依リ操縦者ノ出費ナリ。
- 一 日給労働者及州樹登ノ旨
- 一 聖九百左ノ条件ニテ能ハス。
- 一 二場内ノ衛生設備ノ定金ニテ一年一回以上昇給ノ
ナリ但し五割以上

二 以下

- 一 年次ニ依リ定計ノ操縦者ノ出費ナリ
- 一 労働者加入ノ自由ヲ得ル。
- 一 毎年一回以上給金給及出費ノ旨ナリ
- 一 職ニ付シ業力業金ノ用ニ充テ